

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

大分国民年金 事案 660

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年9月までの期間及び40年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から39年9月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

私は、昭和42年ごろに理容店を開業した際、当時の区長の勧めで国民年金に加入し、加入後は地域の納付組織で国民年金保険料を納付した。

その後、過去の未納期間に係る納付書を1年分ぐらいつに分けて数枚もらい、その納付書で数回に分けてさかのぼって納付し、未納期間をすべて解消した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料に未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人が保管しているA町（現在は、B市）が発行したと推認される領収書から、申立期間①の直前の昭和37年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料が、本来、時効により納付できない期間であるにもかかわらず、納付されていることが確認できるなど、当時、A町において、不適切な事務処理が行われた可能性があることを踏まえると、申立人の「過去の未納期間に係る納付書を1年分ぐらいつに分けて数枚もらい、その納付書で数回に分けてさかのぼって納付した。」との主張は信憑性が高く、申立期間①についても過年度納付書が発行された上で、保険料が納付された可能性も否定できない。

さらに、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人が国民年金に加入した昭和41年10月時点では過年度納付が可能な期間であるところ

ろ、申立期間②前後の期間はそれぞれ過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②についても過年度納付書が発行された上で、保険料が納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金加入は、母親が制度開始当初に加入手続をし、保険料を納付してくれていた。昭和 45 年に国民年金に任意で再加入して以降、国民年金任意加入の喪失手続をした記憶はなく、未納が無いように保険料を納付してきたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和 45 年 4 月に国民年金に任意加入して以降、60 歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、厚生年金保険との切替手続及び国民年金の種別切替を適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、資格喪失の手続を行った記憶は無いと主張しているとともに、申立期間前後を通じて、申立人や申立人の夫に職業変更や住所変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないこと、及び申立期間前後（申立期間後は 3 号納付）の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、あえて申立期間について、国民年金の任意加入の資格喪失をする合理的な理由は見当たらず、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの期間及び7年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から4年3月まで
② 平成7年9月

私は、申立期間当時、県外に住んでいた。

20歳になり区役所から国民年金保険料の納付書が届いたので、実家へ送り、両親に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してもらっていた。

二人の妹も就職するまでの期間の国民年金保険料は、同様に両親が納付していたので、私だけ申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、合計7か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間の国民年金保険料をすべて納付済みである上、申立人と同様に、両親が学生期間の国民年金保険料を納付していたとする二人の妹についても、厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることが確認でき、申立人の両親の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成4年6月ごろは、A市B区の年報及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達者に対して国民年金の一斉適用を行っていたことが確認でき、申立期間①及び②についても、納付書が発行（申立期間①については過年度納付書を発行）されたものと推認できる。

さらに、申立人の母親は、「息子から送られてきた納付書はすべて納付してきたので、未納のままにすることは考えられない。」と証言しているところ、申立人の国民年金加入期間のうち、申立期間①及び②を除く、平成4年

4月から7年8月までの国民年金保険料は納付済みであることが確認でき、申立人の両親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間①及び②の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年8月までの期間及び51年4月から54年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から47年8月まで
② 昭和51年4月から54年3月まで

私は昭和54年ごろ、A市役所B出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付し始めた。その際に、職員に過去の未納保険料を一括納付できると聞き、さかのぼって約23万円を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和59年4月から平成21年*月(60歳到達時)までの国民年金保険料を前納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「昭和54年ごろにA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼって未納期間の国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているところ、i) 申立人前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月ごろに44年9月17日を資格取得日として払い出されていることが確認でき、当該払出時点は、第3回特例納付の実施期間中である上、申立期間は国民年金の強制加入被保険者であったこと、ii) A市役所B出張所では、特例納付の実施期間中、社会保険事務所職員が定期的に国民年金保険料の徴収業務を行っていたことが推認できることから、申立期間の国民年金保険料について過年度納付及び特例納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料としてさかのぼって約23

万円を一括納付した。」と主張しているところ、これは当該期間の国民年金保険料を納付するのに必要な金額（25万1,160円）におおむね一致することから、申立人の主張は、基本的に信用できるものと考えられる。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付した後に家族で何度もこの話題が出たことを鮮明に記憶している。」と主張しているところ、申立人の夫も、「当時、家族で保険料の一括納付について話し合ったことがある。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月

私は、転居や転職の都度、厚生年金保険と国民年金の切替手続きを行い、国民年金保険料もすべて納付してきた。

平成2年10月から4年2月の国民年金保険料は、区から送られて来た納付書で区役所か銀行で納付していた。

私が所持している国民年金手帳の被保険者でなくなった日は、平成4年3月17日となっているので、申立期間の1か月だけ納付しなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、厚生年金保険と国民年金との切替手続き及び住所変更手続等を適切に行っていることが確認でき、申立人の年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

また、申立人が居住していた地域に所在する区役所によると、「申立期間当時、国民年金被保険者に対して、年2回（4月及び10月）、6か月分の納付書（1か月分を6枚）を送付していた。」と回答していることから、申立期間の国民年金保険料についても、区役所から送られてきた納付書で納付可能であったと考えられる。

さらに、申立人のオンライン記録によると、平成2年10月から3年1月までの国民年金保険料を現年度納付している上、申立人は、「平成4年3月17日から厚生年金保険に加入したので、申立期間である同年2月まで国民年金保険料を納付しなければならないことを知っていたので、必ず納付したはずだ。」と主張していることから、申立人の上記年金制度に対する理解の深さ

を踏まえると、申立期間の国民年金保険料も納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が所持する年金手帳の被保険者でなくなった日は、平成4年3月17日と記載されており、直後の厚生年金保険被保険者資格も同日で資格取得していることから、資格の喪失及び取得に係る一連の事務処理が適切に行われていることがうかがえる。しかしながら、オンライン記録においては、国民年金の資格喪失日が同年2月17日と記録されていることが確認でき、本来であれば、上記手帳の記載と同様に資格喪失日を同年3月17日とすべきであったものと考えられ、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年3月28日に、資格喪失日に係る記録を同年7月17日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月28日から同年7月17日まで

私は、昭和63年3月28日に、A社に営業職として入社し同年7月16日までの期間において勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の入社経緯、勤務内容に係る具体的な供述、A社への照会結果及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に照会した結果、同社からは、「申立人は、昭和63年3月28日から同年7月16日までの期間において勤務しており、当社は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた。また、厚生年金保険料は翌月控除であった。」旨の回答が得られており、同社が保管する昭和63年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿においても、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

2 申立期間に係る標準報酬月額については、A社が保管する申立人の昭和63年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、9万8,000円とすることが必要である。

3 事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪

失届を社会保険事務所（当時）に提出しなかった旨を供述しており、同供述からすれば、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 3 月から同年 6 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成11年6月22日に、資格喪失日に係る記録を同年7月26日とし、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月22日から同年7月26日まで

私は、平成11年6月22日ごろにA社に入社し、実務訓練を受けたが自分には適性がないと思い、同年7月25日ごろに退職した。

申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、私が所持する給与支給明細書において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

今回、申立人が所持するA社に係る平成11年7月の給与支給明細書を確認したところ、給与として10万3,182円が支給され、当該支給額から厚生年金保険料として15万円の標準報酬月額に相当する1万3,012円が控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が

所持する平成 11 年 7 月の給与支給明細書の保険料控除額及び報酬月額から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

ちなみに、B 社に照会した結果、同社から、「申立人について、厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除等に係る関連資料の保管が無い場合、申立内容について確認することができないが、当社の給与計算に係る締切日は毎月 15 日であり、給与の支払日は当月 25 日である。」との回答が得られた。以上の事実からすれば、申立人は、申立期間について、15 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたが、申立人が実際に支給されていた給与額は 10 万 4,000 円の標準報酬月額に見合う報酬月額であったと認められる。

- 2 事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているものの、申立人と同時期に入社したとされる同僚について、B 社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しを確認したところ、当該通知書における厚生年金保険被保険者資格の取得日がオンライン記録と一致することが確認できる上、オンライン記録には、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者番号に欠番が見当たらない。申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えがたいところ、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 11 年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和31年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和38年10月1日、資格の喪失日は39年5月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和38年10月1日から39年5月1日まで

私は、昭和29年4月にA社に入社し、同社の各営業所、同社本社及び同社各支店に63年5月までの期間において継続して勤務した。

申立期間①は、A社B支店に勤務しており、昭和31年5月1日に同社本社に異動し、申立期間②は、同社C支店開設に伴い、再勤務していた同社B支店から同社C支店に38年10月1日に異動し、勤務した期間であるが、両申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、同僚の供述及び人事担当者の供述から、申立人が、申立期間①において、A社B支店に継続して勤務(同社B

支店から同社本社に異動)し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B支店の同僚は「申立人が本社に異動したのは昭和31年5月ごろだったと思う。」と供述している上、同社の人事担当者も、「申立期間当時の人事資料が残っていないことから、申立人の人事異動日について確認することはできないが、当社における人事異動日は一般的に1日付けであったことから判断すると、申立人も同様であったとうかがえることから、申立人の当社本社への異動日は昭和31年5月1日であったと思われる。」と回答していることから、昭和31年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、A社の人事担当者は、「申立期間当時の関連資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできないが、当社において、ほかにも申立内容と類似した事例が判明していることから判断すると、申立人についても、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って社会保険事務所(当時)に届け出たものと思われる。」旨を供述していることから、事業主が、昭和31年4月30日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、同僚の供述及びA社人事担当者の供述から、申立人が、申立期間②において、同社に継続して勤務(昭和38年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動)していたことが認められる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和38年10月1日、資格喪失日は39年5月1日)が確認できる。

さらに、A社C支店の同僚から、「A社C支店の開設の時に一緒だった者は申立人を含め数人だったが、『D』姓の者は申立人のほかにいなかった。」旨の供述を得ているところ、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判

断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、39 年 5 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、今回統合する申立人の A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年ごろから20年ごろまで

私は、昭和19年4月からA社に勤務した。一緒に勤務した同僚については、厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する厚生年金保険手帳記号番号が存するところ、当該厚生年金保険手帳記号番号は申立人と同時に入社し、一緒に勤務したとする同僚と氏名及び生年月日が一致する者と近接して昭和19年6月1日付けで払い出されているところからすれば、申立人が当該事業所に勤務した当時に払い出された手帳記号番号であると推認される。

さらに、B県公文書館の資料によれば、昭和23年*月*日にB県庁は火災の被害に遭っており、当時の新聞には、「書類の半分は持ち出したが重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」とのB県担当者の供述が記事として記載されていることが確認できる。厚生年金保険記録の再生(修復)については、元B県職員は、「B県庁は、昭和23年に火災の被害に遭い焼失した厚生年金保険記録の修復作業に当た

った。1年くらいかけて修復作業を行ったものの、修復時において既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったことなどから、完全に修復できたか否かは不明である。」旨を供述している。このような経緯で、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は確認できず、現存する最も古いA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、昭和21年当時に厚生年金保険に加入している被保険者が確認できるのみで申立人の氏名は見当たらないが、当該名簿は昭和26年に更新したと推測される記載が確認でき、書き換えられたものであることがうかがえる。

なお、社会保険事務所（当時）は、「申立期間後の昭和23年10月にA社の厚生年金保険被保険者に係る検認がなされ、右上に135番の表示がある事業所名称及び所在地の記載から始まる切替え後の厚生年金保険被保険者名簿は確認できるものの、135番より前の表示がある切替え前の厚生年金保険被保険者名簿については確認することができない。」と回答している。

加えて、A社は、事業所番号等索引簿から、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できる。

その上、申立人と同じ学校を卒業後、同時に入社し、一緒に勤務したとする同僚には、A社における厚生年金保険の加入記録（昭和19年10月1日取得、20年9月1日喪失）が確認できるところ、当該同僚は、「申立人を含め複数の同僚と一緒に会社に入社し、申立人と同様の業務に従事したが、終戦になり、一緒に辞めたと思う。」と供述している。

ちなみに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する厚生年金保険手帳記号番号が、昭和19年6月1日付けで払い出されていることについては、同年6月に施行された厚生年金保険法において、同年6月から同年9月までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始することが定められていることによるものであると認められる。

ところで、申立てに係る厚生年金保険被保険者の記録が無く、その原因は、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、厚生年金保険被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主のいずれにあるのかを明らかにすることができない。上記の事情からすれば、この不利益については、申立人及び事業主のいずれにも負担させるのは相当でない。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨

げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当である。

- 2 当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。
- 3 記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 28 日から 38 年 1 月 10 日まで

私の夫は昭和24年2月にA社に入社し、51年6月19日に死亡するまで一度も退職することなく勤務していた。A社B営業所から同社本社に転勤したころの申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及び同僚の供述、雇用保険の加入記録並びにA社が保管する辞令交付簿及び労働者名簿から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務(A社B営業所から同社本社に異動)していたことが認められる。

なお、異動日については、当該辞令交付簿における転勤辞令の交付日(昭和37年6月21日)、当該労働者名簿における人事異動日(昭和37年6月28日)及びA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できるA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和37年7月28日)は一致していないものの、A社は、「当社が保管する辞令交付簿における辞令交付日及び労働者名簿における人事異動日並びに厚生年金保険被保険者

資格の喪失日は必ずしも一致するものではなかった。申立人の場合、辞令交付簿に基づいて辞令交付が行われたものの、係長心得に昇進した申立人の立場から判断すると、引継に一定期間を要したことがうかがわれることから、実際に当社本社に異動したのは厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和37年7月28日であったと考えられる。」と供述していることから判断すると、申立人の同社B営業所から同社本社への異動日は昭和37年7月28日であると認められる。

また、A社B営業所及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同職種であり、A社B営業所から同社本社に異動歴のある同僚の多くについては厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年6月及び38年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚のA社本社における37年6月及び38年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 20 日から 54 年 3 月 16 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社が経営するB店に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が確認できないとの回答を得た。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、雇用保険の加入記録、事業所への聴取結果及び申立人の戸籍の附票から、申立人が、申立期間当時、B店に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社は平成5年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者に照会した結果、「厚生年金保険料の控除等の関連資料は無いが、当社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったとした日以前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除しておらず、各自で国民年金及び国民健康保険に加入するよう口頭で伝えた。」旨の回答が得られている。

さらに、申立期間前からB店に継続して勤務している同僚は、A社が適用事業所に該当するまでの期間について給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨を供述している。

加えて、A社に係るオンライン記録から、前記同僚らが平成5年4月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していること及び当該同僚らに係るオンライン記録から、複数の同僚らは申立期間において国民年金に加入し、

国民年金保険料の納付及び免除申請を行っていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 35 年 7 月に自衛隊を除隊後、同年 8 月からA社で勤務していたのに、同社の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 10 月 1 日付けとなっている。

私が所持する昭和 40 年 8 月に再発行された厚生年金保険被保険者証には、初めて資格を取得した年月日が 35 年 8 月 1 日と記載されており、この日付が正しいので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは推認されるが、同社は既に廃業している上、元事業主も居所不明であり、保険料控除等に係る証言等を得ることができない。

また、申立人は、「再発行された厚生年金保険被保険者証の初めて資格を取得した年月日が昭和 35 年 8 月 1 日となっており、この日が被保険者資格の取得日である。」と主張しているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 35 年 10 月 1 日と記載されているところ、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の被保険者記号番号は、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている被保険者記号番号と連番になっている上、当該同僚が保管する当初発行の厚生年

金保険被保険者証に記載されている初めて資格を取得した年月日が「昭和 35 年 10 月 1 日」となっていることから判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者証に記載されている、初めて資格を取得した年月日は誤記入であると認められる。

さらに、申立人と同職種の複数の同僚らは、「当時は、従業員の入退社が激しく、会社は一定の試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと思う。」、「試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」とそれぞれ供述しているところ、当該同僚らは、入社後、数か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時の事業主は、申立人と同職種の従業員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況が見受けられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 479（事案 250 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月ごろから 60 年ごろまで
② 昭和 60 年ごろから平成 2 年ごろまで
③ 平成 2 年ごろから 9 年ごろまで

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社で、それぞれ型枠大工として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①について、私と一緒に勤務していた者は専務であったことを新たに思い出したので、当該専務について事業所に聴取し、また、申立期間②及び③については、会社の命令により重機の技能教習を受講した際の修了証を所持しているので、両申立期間の各事業所に再度照会し、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①は、A社の当時の事業主への照会結果及び複数の同僚の供述から、申立人は、同社の従業員ではなく、当時の事業主は厚生年金保険に加入させなかった状況がうかがえること、ii) 申立期間②は、B社の当時の元事業主の妻への照会結果から、当該事業所は申立人を日雇労働者として雇用し、厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる上、申立人が記憶する上司は、居所不明で勤務期間等に係る供述等を得ることができないこと、iii) 申立期間③は、C社の当時の事務担当者への照会結果から、申立人は同社の従業員ではなく、当時の事業主は厚生年金保険に加入させなかった状況がうかがえることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、申立人と一緒に勤務していた者は専務であったことを思い出したので、当該専務について事業主へ再度聴取を行うこと並びに申立期間②及び③について、申立人が所持する重機の技能教習に係る修了証について、各事業所に再度聴取を行うことによって、すべての申立期間について、各事業所において、それぞれ社員として勤務していたこと及び各事業所が厚生年金保険に加入させないはずはないことが判明すると主張し、再度申立てをしている。

しかしながら、申立期間①について、A社の当時の事業主に照会した結果、「申立人が専務と記憶する者は、当社の社員ではなく親方である。申立人は、その親方が当社に連れてきた数人のうちの一人であって、当社の社員ではなかったため、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している上、同社の商業登記簿謄本及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が専務と記憶する者の氏名は確認することができない。

また、申立期間②について、B社の当時の事業主に照会した結果、「申立人に重機の技能教習の受講の指示はしたが、申立人の労働者名簿から、申立人は大工見習として入社しており、大工見習期間は厚生年金保険に加入させていない。」と回答しているところ、同社が保管する申立人の労働者名簿に大工見習と記載されていることが確認できる上、オンライン記録から、同社において申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者について、同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の整理番号と同社のオンライン記録の整理番号は一致することが確認できる。

さらに、申立期間③について、C社の当時の事業主に照会した結果、「当社が技能教習の受講を指示したか否かは記憶にないが、申立人は一人親方が連れてきた複数人のうちの一人で、当社の社員ではなく、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答しており、当時の社会保険事務担当者の供述と一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月10日から22年4月10日まで

私は、A社に昭和21年4月10日に旋盤見習工として入社し、24年5月18日までの期間において継続して勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から、申立人が、A社で旋盤見習工として業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が、申立人より先に勤務していたと記憶する複数の同僚のうち回答を得ることができた二人は、「申立人の入社時期は、私より後だったと思う。」、「申立人とは1か月ぐらいしか一緒に勤務しなかったと思う。」とそれぞれ供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚らはいずれも申立人が入社したとする昭和21年4月10日より後である同年4月20日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得している上、申立人と1か月ぐらいしか一緒に勤務していなかったと供述する前述の同僚は、22年4月20日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できることから、申立人の入社日について確認できる供述を得ることができない。

また、事業所番号索引簿によると、A社は昭和35年7月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、既に廃業している上、当時の事業主及び当時の事務担当者も死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等の供述を得ることができない。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和22年4月10日でありオンライン記録と一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 21 日から 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 39 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①はA社B営業所（昭和 36 年 12 月 19 日にA社C営業所に商号変更し、昭和 41 年 9 月 28 日にD社に名称変更。現在は、E社）で、申立期間②はA社C営業所の支店とされるF社G販売所でそれぞれ勤務したのに、両申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

私は、満 15 歳でH県に移り住み仕事をしてきたが、その間一度も辞めることなく勤務してきた。両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、申立人はA社B営業所において勤務していたと述べているものの、F社G販売所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 37 年 2 月 1 日及び同年 3 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚らは、「私はF社に入社したが、勤務地は同社G販売所だった。私が入社した時、申立人はすでにG販売所にいた。」とそれぞれ供述している上、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人に係る記憶が無いことから判断すると、申立人は、申立期間①のうち、少なくとも同年 2 月 1 日より後の期間について、A社C営業所ではなく、同社G販売所で勤務していたものとうかがえる。

また、申立人は、「G販売所に異動してから、固定給から歩合給になった。」と供述しているところ、A社C営業所及びF社G販売所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録の一部が確認できない複数の同僚は、「歩合給であった期間は、厚生年金保険に加入できなかった。」、「厚生年金保険の記録が無い期間は、歩合給を選択したことによるものである。」とそれぞれ供述していることから判断すると、当時の事業主は、歩合給となった従業員については、厚生年金保険に加入させなかった状況がうかがえる。

一方、適用事業所名簿から、F社G販売所は昭和39年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるが、申立期間①においてF社G販売所に勤務していたとする同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社B営業所において厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、F社G販売所が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の期間においては、同販売所の従業員をA社B営業所で厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。しかしながら、当該同僚は、申立期間①当時、固定給であった旨を供述しており、歩合給であったと主張する申立人とは異なる勤務形態にあった者であることが推認される。

- 2 申立期間②について、当時の事業主は既に死亡しており、勤務期間等に係る供述等を得ることができない上、F社G販売所の社会保険事務担当者に照会しても、申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険料の控除に係る供述等を得ることができない。

また、E社に照会しても、「申立期間当時の関連資料は保存しておらず、当時の状況については不明である。」と回答している。

さらに、F社G販売所の複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間②における同社の勤務実態等に係る供述を得ることができない。

- 3 このほか、両申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。